

令和4年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
地域活性化部会（第78回）

1. 日 時 令和4年9月14日（水）13:30～14:36

2. 場 所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
（東京都千代田区永田町1丁目11番39号）

3. 出席者

（委員）

島本部長、工藤委員、渡邊委員

（関係府省庁）

経済産業省産業保安グループ電力安全課 木佐課長補佐

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 大野課長補佐

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 東岡室長

（事務局）

内閣府地方創生推進事務局 曾我参事官、矢野参事官補佐

4. 主な議論経過

「研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（特例措置番号1123）」

○特例措置番号1123「研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-1 ①、③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-1 ② に基づき説明を行った。

○委員等による質疑に関する主な発言内容は、以下のとおり。

・（委員） 最初の認定が、平成15年ということは、2003年になるのかな。再生エネルギーに対する世界的な期待は高まっていると思うのですが、本件に関しては動いていなかったということで、なかなか情報が滞っている案件だと思います。委員の方から、御質問がありましたら、よろしくお願いします。

まず、私から、二、三、確認も含めて。

2回か3回ほどこの評価に関わったことがあるのですが、いずれにしても経産省さんとしては幅を広げて検討することも考えていただいているけれども、本件についてはいかんせん稼働しなかったことが評価できなかった背景だと思うのです。今回、調査

対象に入っているということは、稼働しているのかどうかということと、温度差の発電はそう簡単ではないのだろうなと思いつつも、取り組んでいるところが今は出てきていて、広がっていないのはなぜかと。動いているかということと広がっていない背景について、教えていただければと思います。

- ・（関係府省庁） まず、1点目については、平成20年頃から稼働しているようだという事は聞いております。背景を申し上げますと、令和3年、去年に、各種事業がある中で、評価・調査がしばらく行われていない事業について網羅的に照会をかけたときに、この案件について伊万里市に確認を取って、その結果、平成20年頃から稼働はしてきていることが把握できたということでございます。それを受けて、今回、改めて評価・調査を行うこととさせていただいたと聞いております。そういった意味で、動いているということでございます。他方で、そういった意味で、稼働してからの調査は今回が初めてになりますので、具体的にどのレベルに達しているのかということについては、今回の調査を活用して把握していきたいと思っております。

その上で、横展開については、今後、私どもも実態をよく把握していく必要があると思っております。実際にこうした温度差を利用した発電方法は一般に知られているところでございまして、場合によっては、こういった電気事業法の対象になる規模よりも小さい範囲で実証事業等が行われている可能性もあると思っておりますので、その結果として、こういった同様の規制改革の要望が出てこないということも、場合によっては想定されると思っております。その辺りも、この伊万里市をはじめ、意見交換をさせていただきながら実態をよく把握していきたいと思っております。

以上でございます。

- ・（委員） ありがとうございます。

そうすると、稼働状況をしっかり確認するということが今回の目的と。

- ・（関係府省庁） はい。

- ・（委員） 特にございませぬ。ただ、これは印象になりますが、もともとどれぐらい実施の可能性があるかということと、かなり限定的な話なのかなと思っておりますので、それほど数があるとは想像されないのので、実態を調査してからということになるかと思っております。これ自体については、特に意見等はございません。ありがとうございます。

- ・（委員） 調査票云々というよりも、結果を見てからという感じですかね。

- ・（関係府省庁） はい。今回の機会を活用してよくフォローをしていきたいと思っております。

- ・（委員） それでは、今回お示しいただいた調査内容で調査していただくよう、よろしく申し上げます。

特例措置番号1123については、以上といたします。どうもありがとうございました。

（経済産業省産業保安グループ電力安全課 退室）

（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 入室）

「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（特例措置番号1308）」

○特例措置番号1308「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-2 ①、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-2 ②、③ に基づき説明を行った。

○委員等による質疑に関する主な発言内容は、以下のとおり。

- ・（委員） それでは、また御質問いただければ。有害物質の扱いに関する緩和で、最初の評価ということなので、何らかの経済効果はあるのでしょうかけれども、しっかりと管理できているのかどうかを確認することが一番と。
私から、調査票で13ページのところが入っているということは、何となくニーズが限られているのではないかと考えていらっしゃるからかと思うのですが、パイプラインでやったほうが効率的ということは、大型のコンビナートでニーズがあると。
- ・（関係府省庁） そうですね。相当距離もあるようなところで、いろいろと敷地の問題もあるでしょうし、実際にこういうことができる場所は限られる可能性もあるかと思っております。その辺り、まずはニーズを確認したいと思っております。
- ・（委員） かなり大型でないとなかなかパイプラインを使ってメリットが出るということにはならないと。
一応の確認なのですが、ニーズが少ないと駄目という解釈を特区ではしていなくて、少ないニーズでもニーズがあって、しかもメリットがあって、かつ、弊害がなければ、全国展開をしていこうということが特区のコンセプトなのですが、ニーズも確認されるということですね。
- ・（関係府省庁） そうですね。
すみません。我々の側で、制度改正をすると、どれくらいニーズがあるのかということの説明できるようにはしておきたいということがありまして、特区の趣旨は理解しております。一応こういうことも聞いておきたいということで考えております。
- ・（委員） 私からは、意見はございません。
- ・（委員） 特にこれ自体ということではないのですが、今のお話を伺っていると、そもそもこういうものを開始する前にどのくらいニーズがあるかという調査はされていなかったのかなという素朴な疑問が出てくるのですが、その辺はいかがなものなのでしょうか。

- ・（委員） 事務局のほうがいいですかね。特区認定をする際に、もっとニーズがあるものを特区認定したほうがいいのではないかという御質問だと思うのです。
- ・（事務局） 御意見は、おっしゃるとおりの面もあると思います。先ほど部会長からのお話がありましたけれども、特区制度に関しましては、基本的に、提案が1つの自治体からございましたら、そこで検討してやってみるということから始まっておりまして、お酒の関係みたいに大変利用頻度が高いものからそうでないものまであるところがございます。知られていないがゆえに自治体から申請が上がってこないみたいなことが起こらないように、特例措置として認められたものに関しては、私どもでも、積極的に使っていただけるように、周知を頑張ってやっていきたいと思っております。以上でございます。
- ・（委員） 特区認定のプロセスも大事だと思いますし、こういう少数の案件については、こういう認定が出ているのでほかにニーズはありませんかと、事務局でほかの自治体にも宣伝はしているわけですね。よろしいでしょうか。1件だと、少し寂しいと。せっかく皆さんのお時間をいただいていますのでね。
- ・（事務局） そのとおりです。
- ・（委員） 分かりました。それでは、本件につきましては、今回お示しいただいた調査内容で調査していただくよう、よろしく願いいたします。それでは、この特例措置番号1308については、以上といたします。どうもありがとうございました。

（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 退室）

（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 入室）

「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（特例措置番号1310）」

○特例措置番号1310「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-3 ①、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-3 ②、③ に基づき説明を行った。

○委員等による質疑に関する主な発言内容は、以下のとおり。

- ・（委員） 本件は、たしか10年ぐらい前に奄美から特区認定が始まって、5件認定され

ているので、ノヤギの狩猟ニーズは各地であって、私もこの場で勉強させていただいたのですけれども、一方で、狩猟実績がすごく少ないという状況が何年も続いていたという記憶があるのです。恐らく狩猟実績が出てきたので改めて評価しましょうということだと思います。

私から、環境省さんの調査で検証すべき課題という最後のページを拝見しますと、ノヤギの狩猟実績は、5件の特区認定があっても、実際には狩猟実績がない年が何年か続いて、平成28年ぐらいから狩猟が始まって、令和元年の28件がすごく多いので、当初はなかなかなかった理由や令和元年にすごく狩猟が増えた背景と伺いますか、特殊要因があるかどうか、もし認識されていれば。逆に、そこをこちらから聞くということかもしれませんけれども。

- (関係府省庁) 我々としては、こういった形で地域から要望があって、狩猟もできる地域という形で適用させていただいていると思うのですが、当初行われなかった理由は我々としても何なのかよく分かっておりません。基本は有害捕獲でもできる、通常、市町村が自分たちで許可をしてできるものだと思っておりますので、当初実施されなかった理由は我々としても把握はできておりません。狩猟は、狩猟者自ら自分たちで獲りたいと思わないと基本は出てこない。行政がやってくださいと言って獲るものではなくて、狩猟者の意思で獲るものですから、なかなか行政としてはコントロールがしづらいものだとは思っております。
- (委員) そうすると、御懸念としては、御指摘された課題、飼育されたヤギを誤って撃ってしまうのではないかと、事故が起こるのではないかとということも御懸念されているのでしょうか、狩猟目的になっているのではないかとということも御懸念としてあるわけですね。
- (関係府省庁) そうですね。基本は、狩猟はハンティングで、自分たちの楽しみのために獲っているものが狩猟ですので、ノヤギは被害が出ているので、基本ははいはいけないものを捕獲しているということで、行政がきちんと計画を立てて計画的に捕獲をしていくほうが基本は望ましい捕獲の仕方であろうとは思っております。
- (委員) もともとノヤギはいなかったわけですが、飼育のヤギが野生化して、これだけ特区認定があるということは、地域によっては増え過ぎて困っているという実態があるわけですね。捕獲にさらに加えて狩猟をすることで減らしたいというニーズもあって、実績も出ているので、評価の対象としてはふさわしい、その懸念のところを今回は確認するという認識でよろしいでしょうか。
- (関係府省庁) はい。
- (委員) この捕獲数と伺いますか、これは猟師さんが数をちゃんと取るためのインセンティブはあるのですか。お金になるとか。
- (関係府省庁) 例えば、農業被害が出ているものについては、農水省さんで市町村に対して交付金を出して1頭幾らという形で、獲ったらお金を出すという場合はございま

す。それは、通常、許可捕獲の中で行われております。狩猟で獲った場合は、基本は、自分たちの意思で獲っているのです、インセンティブは働かないこととなります。自分たちで肉を食べるというインセンティブがないと。もしくは、被害を受けている方が獲る。

- ・（委員） そうですよ。沖縄だと、ヤギを食べる習慣があるみたいですよ。
 - ・（関係府省庁） ございます。
 - ・（委員） 狩猟だと、食べるのですかね。
 - ・（関係府省庁） そうですね。例えば、イノシシであれば、ぼたん鍋という形で、豚のような肉感がありますので、よく食べられます。ヤギについては、特に沖縄や小笠原で食べることがあって、特に沖縄だと、離島とかに行くと、よく放牧されたヤギがいます。そういうものが懸念される点ではございます。
 - ・（委員） 特区のコンセプトとしては、弊害がなければ全国展開を目指しましょうということが本来のコンセプトで、これについては、メリットというか、そもそも何で狩猟にするのかという点が見えにくいところが我々の悩みでもあって、捕獲でいいではないかという考え方もあるし、狩猟までする理由のところは、増え過ぎたときは撃ったほうがぱっと減らせるということはあるのでしょうかけれども、そこの辺りを確認したほうがいいのですかね。
 - ・（委員） 本件は、既に鳥獣被害は全国的にいろいろなことが起きていますし、個人的にはこの課題で挙がっている②と③は必ずしもノヤギだから起こる話ではない気もします。人身事故はほかの狩猟でも同じことで、特にノヤギ固有の問題があるという感じはあまりしないと思っています。最後の点、③の課題に関しては、全国的に、ノヤギに限らず、鳥獣被害に関しては、狩猟だけではむしろ管理できない状態になっているために、昨今ですと、地方自治体の職員の方がわなの免許や銃器の免許を取られて管理するケースもありますが、それだけでは足りない点がかかり報告されているので、ニーズはあるかと思っております。そういった意味では、今回の場合の一番の大きな課題は、もともと飼っていたヤギが野生化してノヤギになっているところもあるので、その放牧されたヤギとの個体の区別というところかと思えます。今回の問題として始まっている奄美に関しては、野生化してしまったというところがあるので、全国的にこれが広がったときにどのぐらい問題があるのかというと、一番の問題は①かとは思いますが。そういった意味では、ニーズがあって、むしろ管理から発生しているので、これはなかなか難しいところだと思いますけれども、もろ刃の剣的などところがあるのかなという印象を持っています。特に今回の調査そのものについての質問や疑義はございません。
- 以上です。
- ・（委員） ありがとうございます。
- 改めて、東京都にいると気がつかないのですけれども、地方ではすごくニーズはあるということは実感していますので、弊害も含めて、しっかりと調査票で確認していくということでしょうかね。

ありがとうございました。

それでは、今回お示しいただいた調査内容で調査していただくよう、よろしくお願いたします。

それでは、この特例措置番号1310については、以上でございます。

どうもありがとうございました。

- ・（関係府省庁） どうもありがとうございました。

（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 退室）